

プレジャーボートの適正利用に係る各地の取り組み（平成17年度）

| 水 域 名           | 取り組みの主体         | 取 り 組 み の 状 況                                                                                            | 備 考                                  |
|-----------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 近江舞子<br>（志賀町）   | 南小松区水上バイク等対策協議会 | 近江舞子浜の環境保全のため、危険走行や騒音を伴う水上バイク等について対策を講じる目的で平成17年度に設立された。対策を協議する会議の他、航行規制水域内の水上バイクの進入に対し、パトロールを実施している。    | 県は「地域で守る琵琶湖ルールモデル事業」に指定するとともに参与として参加 |
| 大同川左岸<br>（能登川町） | 能登川町役場          | 町役場の関係職員が6月から9月にかけて、土、日曜日にレジャー利用を監視している。漁業への被害、乗り入れされた車で浜の植生が荒らされていること、ごみの散乱等への対策のため、車両の進入防止策等を検討している。   |                                      |
| 長浜港<br>（長浜市）    | 快適な長浜港をつくる会     | ごみの散乱、プレジャーボートの放置等の問題を解決するため、長浜港の利用のルール化を図る目的で平成13年度に設立された。ルールを守ってもらう仕組みの検討の他、マナーアップのための啓発や清掃活動に取り組んでいる。 | 今年度から自然環境保全課が会員となった。                 |
| 神明浜<br>（米原市）    | 宇賀野老人会          | 米原市宇賀野地先（旧近江町）において、神明キャンプ場を老人会が管理している。水上バイク日帰り2,000円、一泊二日3,000円等の料金を設定されている。                             |                                      |
| 源氏浜<br>（高島市）    | 西琵琶湖マリクラブ       | 水上バイクの同好会が、高島市から委託を受け、源氏浜の管理を行っている。利用者には利用区域や利用時間等の条件を守らせた上で利用させている。                                     |                                      |

## 南小松区水上バイク等対策協議会について

- 1．設立年月日 平成17年7月11日
- 2．構成員 区役員、近江舞子観光協会、水泳場開設者、マリーナ事業者等
- 3．設立目的 近江舞子浜の優れた自然環境ときれいな水を保全するため、多くの人に愛され、利用していただくために、危険で騒音を伴う水上バイク等について、規制されている区域内への航行にあらゆる対策を講じることを目的とする。
- 4．経緯 南小松区協議会（南小松区）でプレジャーボートの問題を議論されていたが、対策協議会を設立し、区をあげて取り組むこととなった。
- 5．協議会での議論  
7月11日の設立総会を始め、現在まで3回の協議会が開催されている。協議会で議論されている内容は次のとおり

### パトロールについて

- ・ 陸地と監視船の両方でパトロールを実施。

### 関係機関との連携について

- ・ 県と警察に協力を求める。
- ・ 県のすすめる「地域で守る琵琶湖ルールモデル事業」と連動する。  
( 7/24 県のマナーアップキャンペーンに参加 )  
( 8/ 7 指導啓発を県と合同で実施。 )

### 水上バイクの航行について

- ・ 特に、水泳場保安水域と琵琶湖ルールの航行規制水域の間を走行する水上バイクによる騒音、遊泳者の安全確保が課題
- ・ 全面的な航行禁止区域にするルールをつくる等規制を強化すべき。
- ・ 航行規制水域のブイが少なく、小さくて分かりにくい。

### 南小松港等について

- ・ 水上バイク違反者の取締だけでなく、発着場所となっている南小松港の適正利用を図るべき。

### 迷惑行為

- ・ 水泳場の周辺道路にごみが棄てられ、周辺住民が迷惑している。

# 近江舞子水泳場付近でプレジャーボート等ご利用の皆様へ (お願い)

近江舞子沿岸は航行規制水域に指定されています。

近江舞子水泳場に水上バイク・クルーザー等の持ち込みはできません。

ジェットスキー、マリンジェットなどプレジャーボート利用の方はご注意ください。

## 琵琶湖ルール

☆プレジャーボートの航行規制水域（湖岸付近から350m以内）での航行禁止。

### ①規制水域内では、原則航行禁止です。

ただし、次のような場合は、最短経路を静かに通過すれば航行できます。

- ・離発着
- ・規制水域内での停留場所間の移動
- ・水難その他の非常事態の発生時

### ②停止命令の違反には30万円以下の罰金に処せられます。

水上オートバイ安全講習を受けないで操船した者は、2万円以下の罰金に処せられます。



南小松区水上バイク等対策協議会・滋賀県・滋賀県警